

# 令和4年第13回富山県教育委員会議事日程

12月19日（月）午後1時

県民会館611号室

## 1 会議録の承認について

令和4年11月8日開催の令和4年第12回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 議決事項

議案第29号 富山県立学校文書管理規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第30号 富山県文化財登録制度の創設の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第31号 博物館の変更登録に関する告示の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

## 3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和4年11月富山県議会定例会に付議する案件に対する意見に関する件）

(2) 臨時代理について（令和4年11月富山県議会定例会に付議する案件に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(3) 第5回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

(4) 令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

県立学校課長から説明した。

## 4 今後の教育委員会等の日程について

## 5 議決事項

議案第32号 令和4年度富山県教育委員会表彰（学校給食優良学校等）の件

議案第33号 令和4年度富山県教育委員会表彰（健康教育実践優良学校）の件

保健体育課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第32号及び議案第33号は非公開となりました。

## 富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>秘密保全を要する文書について規定を整備し、必要な管理を行うよう所要の改正を行うもの</p> <p>また、軽易な事案に係る決裁にはロゴチャット（※）等を使用できるように、所要の改正も併せて行うもの</p> <p>※ DX推進及び業務効率化を図るため、県庁で導入されているビジネスチャット</p>
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 秘密文書の指定に関する規定を設けるもの</p> <p>ア 秘密保全を要する文書の定義、極秘文書・秘文書を期間を定めて指定する者及び秘密文書管理簿を定めるもの（第4条の2、第18条、第24条、第41条、第45条、第56条、様式第1号、様式第7号の2及び様式第7号の3関係）</p> <p>イ 文書責任者の職務に秘密文書の管理を追加するもの（第7条関係）</p> <p>ウ 文書担当者の職務に秘密文書管理簿の整理及び保管を追加するもの（第7条関係）</p> <p>(2) メール、ロゴチャット等を使用した起案を簡易起案として定めるもの</p> <p>ア 新たな決裁方法としてロゴチャット等を追加し、記載すべき必要事項も規定するもの（第13条関係）</p> <p>イ ロゴチャット等による回覧を可能にするもの（第22条関係）</p> <p>ウ 簡易起案（公印不要）に施行印は不要とするもの（第32条関係）</p> <p>(3) その他規定整備</p> <p>ア 電子メール以外の電子施行についても方法を記載するもの（第13条関係）</p> <p>イ 起案同様、回覧も文書管理システム使用を主とするよう定めるもの（第22条関係）</p> <p>ウ その他規定整備（第5条、第18条、第32条及び第59条関係）</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 秘密文書に係る規定 令和5年1月1日</p> <p>(2) 簡易起案に係る規定 公表の日</p>
3 他の訓令等との関連	富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）改正済み
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第29号

富山県立学校文書管理規程一部改正の件

富山県立学校文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第1章中第4条の次に次の1条を加える。

（秘密文書の指定）

第4条の2 秘密保全を要する文書（以下「秘密文書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公文書とする。

- (1) 極秘文書 秘密保全の必要性が特に高い情報であって、その漏えいが県行政の執行に重大な影響を与えるおそれのあるものを含む公文書
  - (2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密保全の必要性が高い情報であって、関係者以外には知らせてはならないものを含む極秘文書以外の公文書
- 2 秘密文書の指定は、校長（分校にあっては、分校長。以下同じ。）が期間を定めて指定する。
- 3 前項の規定において、他の学校から送付された秘密文書については、当該他の学校における区分と同じ区分を指定するものとする。
- 4 校長は、秘密文書の指定期間（第2項の規定により定められた期間をいい、この項の規定により延長された期間を含む。次項において同じ。）が満了する時において、当該指定を受けた文書が引き続き秘密文書に該当するときは、当該文書の保存期間を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定期間を延長するものとする。
- 5 校長は、指定を受けた文書が秘密文書に該当しなくなったと認めるときは、指定期間内であっても、その指定を取り消すものとする。

6 秘密文書（他の法令等により、別に秘密文書に係る管理の方法が定められているものを除く。）は、秘密文書管理簿（様式第1号）において管理するものとする。

7 校長は、年1回、秘密文書管理簿を教育長に提出するものとする。

8 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示及び指定期間が分かる表示を付すものとする。ただし、施行する一般文書にあつては、第24条第2項に規定するところによる。

9 前各項に定めるもののほか、秘密文書の指定及び表示その他の管理に関する取扱いについては、教育長が別に定める。

第5条中「（分校にあつては、分校長。以下同じ。）」を削る。

第7条第1項に次の1号を加える。

(5) 秘密文書の管理に関すること。

第7条第3項に次の1号を加える。

(3) 秘密文書管理簿の整理及び保管に関すること。

第13条第3項に次の1号を加える。

(3) 第1号に該当する起案（県以外の者に施行する文書に係るものを除く。）

電子メール又は教育長が指定するアプリケーション若しくはウェブサービス（第22条第2項第2号において「電子メール等」という。）により、決裁の権限を有する者に送信し、又は当該者が閲覧するメッセージに処理案を表示させること。

第13条第4項各号列記以外の部分中「第1項ただし書の規定による起案に限る。第19条第1項において同じ」を「第1号にあつては前項に規定する方法による起案を除き、第3号にあつては文書管理システムによる起案を除く」に改め、同項第3号イ中「秘、極秘、」を削り、同号ウ中「電子メール」の次に「、その他紙文書以外の方法で施行する場合はその施行方法」を加える。

第18条第3項中「秘密の取扱を要する」を「秘密文書である」に改め、「限る。」の次に「次条本文及び」を加える。

第22条を次のように改める。

(回覧)

第22条 回覧は、規則及び他の訓令等に定める様式の回覧用紙によるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、回覧は次に掲げる方法により行うことができる。

(1) 文書の余白等に回覧する旨を朱書したものによること。

(2) 電子メール等により、回覧させたい者に送信し、又は当該者が閲覧するメッセージに回覧する旨及び回覧させる内容を表示させること。

3 第19条の規定は、回覧文書（電子文書を除く。）に係る文書管理システムへの登録について準用する。

第24条第2項第1号中「秘密の取扱いを要する文書」を「秘密文書」に、「「秘」又は「極秘」を「極秘文書にあつては「極秘」、秘文書にあつては「秘」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第32条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、第13条第3項各号に定める方法による決裁文書（公印の押印が不要であるものに限る。）について第1項に規定するときは、当該決裁文書に施行年月日が分かるように記載し、施行年月日が分かる書面を添付し、又は第13条第3項第3号に定める方法により施行年月日を表示するものとする。

第41条の見出しを「（秘密文書の保管）」に改め、同条中「秘密の取扱いを要する公文書」を「秘密文書」に改め、「収納する等」の次に「その秘密が保持されるよう」を加える。

第45条第3項中「秘密の取扱いを要するものであるとき」を「秘密文書である場合」に改める。

第56条に次の1項を加える。

2 秘密文書であつた公文書（保存年限まで秘密文書であつたものに限る。）に係る前項の規定の適用に当たっては、その秘密の情報の漏えい等が生じないように、必要な措置を講ずるものとする。

第59条中「及び」の次に「処理並びに」を加える。

様式第1号の1から様式第1号の3までを次のように改める。

## 秘密文書管理簿

(所属: \_\_\_\_\_)

指定区分	件名	担当者 職氏名	指定年月日 (延長指定年月日) ( 年 月 日 )	指定期間	摘要	文書責任者の確認 年 月 日 確認
			( 年 月 日 )			年 月 日 確認
			( 年 月 日 )			年 月 日 確認
			( 年 月 日 )			年 月 日 確認
			( 年 月 日 )			年 月 日 確認
			( 年 月 日 )			年 月 日 確認
			( 年 月 日 )			年 月 日 確認

**備考**

- 1 指定区分欄には、「極秘」又は「秘」を記載すること。
- 2 指定期間欄には、期間の末日又は「永久」を記載すること。
- 3 摘要欄には、複写又は複製の部数、提供先等秘密文書の管理に必要な情報を記載すること。
- 4 文書責任者の確認欄には、文書責任者の確認した年月日並びに氏及び職を記載すること。
- 5 指定期間を延長したときは、元の行に取消線を引き、新たに別の行に記載すること。その場合、元の行は当該文書が秘密文書でなくなつたときに削除すること。

様式第7号の2を次のように改める。



様式第7号の2 (第32条の2関係)

共 用 文 書			
管理確認年月日	年 月 日		
ファイル名			
保存期間	永 ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1		
開示区分	開示	部分開示	非開示
秘密 文書	当初	極秘・秘	年 月 日まで
	更新	極秘・秘	年 月 日まで

様式第7号の3に備考として次のように加える。

備考 秘密文書である場合は、備考欄に「極秘文書」又は「秘文書」の文字及びその指定期間を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第13条第3項並びに第4項各号列記以外の部分及び同項第3号ウの改正規定、第18条第3項の改正規定（「限る。」の次に「次条本文及び」を加える部分に限る。）並びに第22条、第32条及び第59条の改正規定 公表の日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年1月1日

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の第4条の2、様式第1号、様式第7号の2及び様式第7号の3の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得し、管理確認を受け、又は起案し、若しくは回覧する文書から適用する。
- 3 第1項第2号に掲げる規定の施行の前日に取得し、管理確認を受け、又は起案し、若しくは回覧に着手した文書（前項に規定する文書に該当するものを除く。）であって、令和6年1月1日において現に富山県立学校が保有する文書については、同日からこの訓令による改正後の第4条の2、様式第1号、様式第7号の2及び様式第7号の3の規定を適用する。
- 4 この訓令による改正前の富山県立学校文書管理規程に定める様式第7号の2による確認印及び様式第7号の3による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条 )</p> <p>第2章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条の2)</p> <p>第2章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(<u>秘密文書の指定</u>)</p> <p>第4条の2 <u>秘密保全を要する文書 (以下「秘密文書」という。)</u></p> <p><u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公文書とする。</u></p> <p>(1) <u>極秘文書 秘密保全の必要性が特に高い情報であって、その漏えいが県行政の執行に重大な影響を与えおそれのあるものを含む公文書</u></p> <p>(2) <u>秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密保全の必要性が高い情報であって、関係者以外には知らせてはならないものを含む極秘文書以外の公文書</u></p> <p>2 <u>秘密文書の指定は、校長 (分校にあっては、分校長。以下同じ。)</u> <u>が期間を定めて指定する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定において、他の学校から送付された秘密文書については、当該他の学校における区分と同じ区分を指定するものとする。</u></p> <p>4 <u>校長は、秘密文書の指定期間 (第2項の規定により定められた期間をいい、この項の規定により延長された期間を含む。次</u></p>	<p>規定整備 (施行日：R5.1.1)</p> <p>秘密文書の指定に関する規定を設けるもの (施行日：R5.1.1)</p>

項において同じ。)が満了する時において、当該指定を受けた文書が引き続き秘密文書に該当するときは、当該文書の保存期間を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定期間を延長するものとする。

5 校長は、指定を受けた文書が秘密文書に該当しなくなったと認めるときは、指定期間内であっても、その指定を取り消すものとする。

6 秘密文書(他の法令等により、別に秘密文書に係る管理の方法が定められているものを除く。)は、秘密文書管理簿(様式第1号)において管理するものとする。

7 校長は、年1回、秘密文書管理簿を教育長に提出するものとする。

8 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示及び指定期間が分かる表示を付すものとする。ただし、施行する一般文書にあっては、第24条第2項に規定するところによる。

9 前各項に定めるもののほか、秘密文書の指定及び表示その他の管理に関する取扱いについては、教育長が別に定める。

(校長の職務)

第5条 校長(分校にあっては、分校長。以下同じ。)は、文書の管理が適正かつ効率的に行われるよう、職員を指揮し、及び監督しなければならない。

第6条 略

(校長の職務)

第5条 校長 \_\_\_\_\_ は、文書の管理が適正かつ効率的に行われるよう、職員を指揮し、及び監督しなければならない。

第6条 略

規定整備

(施行日：R5.1.1)

(文書責任者等の職務)

第7条 文書責任者は、校長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 文書の收受及び発送に関すること。
- (2) 起案文書の審査に関すること。
- (3) 公文書の処理等の確認に関すること。
- (4) 公文書の整理及び保管並びに公文書の引継ぎに関し職員を指導すること。

(新設)

2 文書主任は、校長の定めるところにより分担する校務に係る公文書について、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 公文書の処理の促進に関すること。
- (2) 公文書の整理及び保管に関すること。

3 文書担当者は、第1項第1号の事務について文書責任者を補助するとともに、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 文書置換票の整理及び保管に関すること。
- (2) 電磁的記録管理簿の整理及び保管に関すること。

(新設)

第8条～第12条 略

(起案の方法)

第13条 起案は、規則及び他の訓令等に定める様式の起案用紙によるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は、起案用紙(様式第4号の1)及び起案附属用紙(様式第4号の2)を

(文書責任者等の職務)

第7条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左
- (4) 同左

(5) 秘密文書の管理に関すること。

2 同左

- (1) 同左
  - (2) 同左
- 3 同左

- (1) 同左
- (2) 同左

(3) 秘密文書管理簿の整理及び保管に関すること。

第8条～第12条 略

(起案の方法)

第13条 同左

職務の追加

(施行日：R5.1.1)

同上

用いて行わなければならない。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる起案は、当該各号に定める方法により行うことができる。

- (1) 軽易な照会事項等に関する起案 收受文書の余白に処理案を朱書したものであること。
- (2) 軽易又は定例の文案による起案 施行に係る文案の写しの余白等に処理案を朱書したものであること。

(新設)

4 起案（第1項ただし書の規定による起案に限る。第19条第1項において同じ。）

は、次の要領により行わなければならない。

- (1) 起案文書には、件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第36条第1項に規定するファイル分類表に基づくファイル分類（第1分類及び第2分類を除く。）等の必要事項を記載すること。
- (2) 起案文書には、軽易又は定例のものを除き、起案理由を記載すること。
- (3) 起案文書には、必要に応じて次の事項を記載すること。

ア 申請、報告、回答等に係る文書で処理期限のあるものについては、その処理期限

2 略

3 同左

(1) 同左

(2) 同左

(3) 第1号に該当する起案（県以外の者に施行する文書に係るものを除く。） 電子メール又は教育長が指定するアプリケーション若しくはウェブサービス（第22条第2項第2号において「電子メール等」という。）により、決裁の権限を有する者に送信し、又は当該者が閲覧するメッセージに処理案を表示させること。

4 起案（第1号にあつては前項に規定する方法による起案を除き、第3号にあつては文書管理システムによる起案を除く。）は、次の要領により行わなければならない。

(1) 同左

(2) 同左

(3) 同左

ア 同左

メール、ロゴチャット等を使用した起案として定めるもの

(施行日：公表の日)

起案用紙起案に限らず、簡易起案の場合も含めるもの

(施行日：公表の日)

イ 秘、極秘、至急、親展等その他文書の取扱方法

ウ ファクシミリで施行する場合は「ファクシミリ」、電子メールで施行する場合は「電子メール」

(4) 起案文書には、事案の経過に関する書類、関係法令、図面  
その他決裁の参考となる資料を添付すること。

第14条～第17条 略

(回議)

第18条 起案文書は、富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）に定めるところにより、その事案の内容に応じて関係のある者に回議しなければならない。

2 略

3 秘密の取扱を要する起案文書（第13条第1項ただし書の規定による起案に係るものに限る。\_\_\_\_\_第20条において同じ。）の回議については、封筒、ホルダー等に納めて秘密の漏れないよう細心の注意を払わなければならない。

(文書管理システムへの登録)

第19条 文書責任者は、起案文書を受け取った場合であって、文書管理システムの利用が困難でなくなつたときは、必要事項を文書管理システムに登録しなければならない。ただし、次に掲げる起案文書については、この限りでない。

(1) 規則及び他の訓令等に定める様式の起案用紙による起案文書

イ \_\_\_\_\_至急、親展等その他文書の取扱方法

ウ ファクシミリで施行する場合は「ファクシミリ」、電子メールで施行する場合は「電子メール」、その他紙文書以外の方法で施行する場合はその施行方法

(4) 同左

第14条～第17条 略

(回議)

第18条 同左

2 略

3 秘密文書である 起案文書（第13条第1項ただし書の規定による起案に係るものに限る。次条本文及び第20条において同じ。）の回議については、封筒、ホルダー等に納めて秘密の漏れないよう細心の注意を払わなければならない。

(文書管理システムへの登録)

第19条 同左

(1) 同左

秘密文書に関する規定整備  
 (施行日：R5.1.1)  
 電子メール以外の電子施行についても方法を記載するもの  
 (施行日：公表の日)

秘密文書に関する規定整備  
 (施行日：R5.1.1)  
 規定整備  
 (施行日：公表の日)

(2) 軽易な起案文書その他文書責任者が文書管理システムへの登録を要しないと認める起案文書

第20条、第21条 略

(回覧完結)

第22条 回覧文書（電子文書を除く。以下この条において同じ。）は、当該回覧文書の欄外に「回覧完結」と朱書し、回覧に供さなければならぬ。

2 第19条の規定は、回覧文書に係る文書管理システムへの登録について準用する。

第23条 略

(記号及び番号)

第24条 略

2 施行する一般文書には、次の各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。

(1) 別表第2に定める記号（秘密の取扱いを要する文書にあって

(2) 同左

第20条、第21条 略

(回覧)

第22条 回覧は、規則及び他の訓令等に定める様式の回覧用紙によるものを除き、文書管理システムにより行われなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、回覧は次に掲げる方法により行うことができる。

- (1) 文書の余白等に回覧する旨を朱書したものであること。
- (2) 電子メール等により、回覧させたい者に送信し、又は当該者が閲覧するメッセージに回覧する旨及び回覧させる内容を表示させること。

3 第19条の規定は、回覧文書（電子文書を除く。）に係る文書管理システムへの登録について準用する。

第23条 略

(記号及び番号)

第24条 略

2 同左

(1) 別表第2に定める記号（秘密文書）にあって

起案同様、回覧もシステム使用を主とするもの  
メール、ロゴチャット等による  
回覧を可能にするもの  
(施行日：公表の日)

規定整備  
(施行日：公表の日)

秘密文書に関する



ては、当該記号の次に「秘」又は「極秘」の文字を加える。)及び番号を付する。ただし、次に掲げる文書については、この限りではない。

ア、イ 略  
(2)、(3) 略

#### 第25条～第31条 略

(発送等を終えた文書等)

第32条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第3項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書を文書責任者に提出しなければならぬ。

2 文書責任者は、前項の提出があつたときは、決裁文書に施行日付印(様式第7号)を押した後、主務者に決裁文書を返付しなければならぬ。

3 前2項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて施行年月日が登録されたものについては、施行日付印の押印を省略することができる。

(新設)

ては、当該記号の次に「極秘文書」にあつては「極秘」、秘文書にあつては「秘」の文字を加える。)及び番号を付する。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

ア、イ 略  
(2)、(3) 略

#### 第25条～第31条 略

(発送等を終えた文書等)

第32条 同左

2 文書責任者は、前項の提出があつたときは、決裁文書に施行日付印(様式第7号)を押した後、主務者に決裁文書を返付しなければならぬ。

3 同左

4 前3項の規定にかかわらず、第13条第3項各号に定める方法による決裁文書(公印の押印が不要であるものに限る。)について第1項に規定するときは、当該決裁文書に施行年月日が分かるように記載し、施行年月日が分かる書面を添付し、又は第13条第3項第3号に定める方法により施行年月日を表示するものとする。

る規定整備及び  
規定整備  
(施行日：Rs. 1. 1)

規定整備  
(施行日：公表の日)

簡易起案(施行  
に公印不要の場  
合)に施行印は  
不要とするもの  
(施行日：公表の日)

(管理確認の手続)

第32条の2 略

- 2 共用文書（電磁的記録に係るものを除く。）についての前項の管理確認は、当該共用文書の余白に確認印（様式第7号の2）を押し、当該確認印内に必要な事項を記載して行うものとする。
- 3 略
- 4 電磁的記録に係る共用文書についての第1項の管理確認は、電磁的記録管理簿（様式第7号の3）に必要な事項を記載して行うものとする。

第33条～第40条 略

(秘密の取扱いを要する公文書の保管)

- 第41条 秘密の取扱いを要する公文書は、施錠することができる保管庫に収納する等 \_\_\_\_\_ 厳正に適切に保管しなければならない。

第42条～第44条の2 略

(学校における公文書の保存)

第45条 略

- 2 略
- 3 校長は、前項の規定により置き換える完結文書が、秘密の取扱いを要するものであるときは、文書保存箱及び文書置換票に「秘」と朱書し、文書保存箱を封かんしなければならない。

(管理確認の手続)

第32条の2 略

- 2 同左
- 3 略
- 4 同左

第33条～第40条 略

(秘密文書の保管)

- 第41条 秘密文書 \_\_\_\_\_ は、施錠することができる保管庫に収納する等その秘密が保持されるよう厳正に適切に保管しなければならない。

第42条～第44条の2 略

(学校における公文書の保存)

第45条 略

- 2 略
- 3 校長は、前項の規定により置き換える完結文書が、秘密文書である場合 \_\_\_\_\_ は、文書保存箱及び文書置換票に「秘」と朱書し、文書保存箱を封かんしなければならない。

秘密文書に関する規定整備  
(施行日：RS.1.1)

同上

第46条～第55条 略

(廃棄処分の方法)

第56条 廃棄処分は、公文書がみだりに他に使用されないよう焼却、溶解、裁断、消去その他の方法により確実に行わなければならない。

(新設)

2 秘密文書であった公文書（保存年限まで秘密文書であったものに限る。）に係る前項の規定の適用に当たっては、その秘密の情報の漏えい等が生じないよう、必要な措置を講ずるものとする。

第57条、第58条 略

(電磁的記録に係る文書の管理等に関する事務の処理)

第59条 この訓令に定めるもののほか、電磁的記録に係る文書の管理及び文書管理システムによる文書の收受、処理、保管、保存、廃棄その他の文書の管理に関する事務の処理については、教育長が別に定めるところにより行わなければならない。

第60条 略

別表第1、別表第2 略

第46条～第55条 略

(廃棄処分の方法)

第56条 同左

秘密文書に関する規定整備  
(施行日：R5.1.1)

第57条、第58条 略

(電磁的記録に係る文書の管理等に関する事務の処理)

第59条 この訓令に定めるもののほか、電磁的記録に係る文書の管理及び処理並びに文書管理システムによる文書の收受、処理、保管、保存、廃棄その他の文書の管理に関する事務の処理については、教育長が別に定めるところにより行わなければならない。

第60条 略

別表第1、別表第2 略

規定整備  
(施行日：公表の日)

秘密文書管理簿

指定 区分	件名	担当者 職氏名	指定年月日 (延長指定年月日)	指定 期間	(所属: )	
					摘要	文書責任者の 確認
			年 月 日 ( 年 月 日)			年 月 日 確認
			年 月 日 ( 年 月 日)			年 月 日 確認
			年 月 日 ( 年 月 日)			年 月 日 確認
			年 月 日 ( 年 月 日)			年 月 日 確認
			年 月 日 ( 年 月 日)			年 月 日 確認
			年 月 日 ( 年 月 日)			年 月 日 確認

備考

- 1 指定区分欄には、「極秘」又は「秘」を記載すること。
- 2 指定期間欄には、期間の末日又は「永久」を記載すること。
- 3 摘要欄には、複写又は複製の部数、提供先等秘密文書の管理に  
必要な情報を記載すること。
- 4 文書責任者の確認欄には、文書責任者の確認した年月日並びに  
氏及び職を記載すること。
- 5 指定期間を延長したときは、元の行に取消線を引き、新たに別  
の行に記載すること。その場合、元の行は当該文書が秘密文書で  
なくなつたときに削除すること。

(日本産業規格 A 4)

様式第 2 号～様式第 7 号 略

様式第 7 号の 2 (第32条の 2 関係)

共用文書			
管理確認年月日	年	月	日
ファイル名			
保存期間	永・10・5・3・1		
開示区分	開示	部分開示	非開示
	秘	極秘・秘	極秘・秘
文書	更新	当初	非開示

様式第 7 号の 2 (第32条の 2 関係)

共用文書			
管理確認年月日	年	月	日
ファイル名			
保存期間	永・10・5・3・1		
開示区分	開示	部分開示	非開示
	秘	極秘・秘	極秘・秘
文書	更新	当初	非開示

秘密文書に関する規定整備  
(施行日：R5.1.1)

様式第 7 号の 3 (第32条の 2 関係)

電磁的記録管理簿

ファイル名	件名	完結年月日	媒体種別	保存期間	保存場所	廃棄予定年月日	延長(再延長)の期間	廃棄決定年月日	備考(特別の理由等)

(新設)

様式第 7 号の 3 (第32条の 2 関係)

電磁的記録管理簿

ファイル名	件名	完結年月日	媒体種別	保存期間	保存場所	廃棄予定年月日	延長(再延長)の期間	廃棄決定年月日	備考(特別の理由等)

同上

備考 秘密文書である場合は、備考欄に「極秘文書」又は「秘文書」の文字及びその指定期間を記載すること。

様式第8号~様式第10号 略

様式第8号~様式第10号 略

【情報資産の分類】

分類	定義	該当する情報資産のイメージ	情報資産の例示		分類の表示	
			校務系	学習系		
機密性4	学校で取り扱う情報資産のうち、富山県立学校文書管理規程第4条の2第1項第1号に規定する極秘文書に相当する機密性を要する情報資産	外交、防衛、特定有害活動、テロその他の公共の安全と秩序の維持に関する情報資産				【機密4】の明記
機密性3	学校で取り扱う情報資産のうち、富山県立学校文書管理規程第4条の2第1項第2号に規定する秘文書に相当する機密性を要する情報資産	特定の教職員のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産で秘文書に相当するもの ・要配慮個人情報 ・特定個人情報 ・所属長が特に認めるもの	・教職員の人事情報 ・入学者選抜学力検査問題 ・指導要録原本 ・教育情報システム仕様書			【機密3】の明記
機密性2B	学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	教職員のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産(教職員のうち特定の教職員のみが知り得る状態を確保する必要があるものを含む)	○学籍関係 ・卒業証書授与台帳 ○成績関係 ・評定一覧表 ・定期考査素点表 ○指導関係 ・事故報告書・記録簿 ○健康関係 ・健康診断票 ・健康診断に関する表簿 ○児童生徒に関する個人情報  要配慮個人情報を 含む場合は機密性3	○進路関係 ・卒業生進路先一覧 ・調査書、推薦書 ○学校教職員に関する個人情報 ○教職員に割り当てた機密性の高い情報 ・情報システムログインID/PW管理台帳 ・情報端末ログインID/PW管理台帳 ○名簿(住所・電話番号等が入ったもの) ・児童生徒名簿 ・PTA役員名簿	○児童生徒の学習系情報 ・学習システムログインID/PW管理台帳 ・学習用端末ID/PW管理台帳	【機密2】の明記
機密性2A	学校で取り扱う情報資産のうち、直ちに一般に公表することを前提としていないが、児童生徒がアクセスすることを想定している情報資産	教職員及び児童生徒同士のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産(教職員及び児童生徒のうち特定の教職員及び児童生徒のみが知り得る状態を確保する必要があるものを含む)	○児童生徒の氏名 ・出席簿 ・名列表 ・座席表 ・児童生徒委員会名簿	○学校運営関係 ・卒業アルバム ・学校行事等の児童生徒の写真	○学校運営関係 ・授業用教材 ・教材研究資料 ・生徒用配布プリント ○児童生徒の学習系情報 ・児童生徒の学習記録(確認テスト、ワークシート、レポート、作品等) ・学習活動の記録(動画・写真等)	
機密性1	上記以外の情報資産	公表されている情報資産又は公表することを前提として作成された情報資産(教職員及び児童生徒以外の者が知り得ても支障がないと認められるものを含む)	○学校運営関係 ・学校要覧 ・パンフレット		○学習活動の記録(保護者の承諾がある場合) ・学校行事等の児童生徒の写真 ・学習活動の記録(動画・写真・作品等)	

議案第30号

富山県文化財登録制度の創設に関する件

富山県文化財登録制度を別添のとおり創設する。

令和4年12月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子



## 富山県文化財登録制度の創設の概要

## 1 検討の背景・趣旨

- 令和3年の文化財保護法改正に伴い、地域の創意による文化財の保存・活用を推進するため、地方公共団体による登録制度の新設が法制化
- 文化財登録制度の創設により、保護対象の裾野を広げ、幅広く地域の文化財を保護するとともに、魅力ある文化資源として観光振興や地域活性化に資する積極的な活用の取組みを推進

## 2 制度の内容

## (1) 登録制度を導入する文化財の分野

文化財の類型	国・県指定	国登録	県登録
有形文化財（建造物、美術工芸品）	○	○	
有形の民俗文化財（衣食住の用具等）	○	○	
無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）	○	R3 新設	今回導入
無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）	○	R3 新設	今回導入
記念物（遺跡、名勝地、動物、植物及び地質鉱物）	○	○	

○少子高齢化や人口減少による文化財の担い手不足等により、その存続や継承が危ぶまれる無形の文化財を広く保護

## (2) 登録対象

- ・県内にある国・県・市町村指定及び国登録文化財以外の無形文化財及び無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要なもの
- ・①その存続が危ぶまれるもの、②一定の価値は認められるものの、文化財としての価値が定まっていない、ないしは文化財として捉えられてこなかったもの（例：郷土食など）を保存及び活用の措置の対象とする

## (3) 登録基準

国の登録基準を準用し、以下を要件とする。

## 【登録無形文化財】

富山県の地域的特色を示す芸能、工芸技術、生活文化

## 【登録無形民俗文化財】

- ① 富山県の地域的特色を示す風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術
- ② 県全域又は複数の市町村に広がるなど広域に伝承されているもの
- ③ 県内に唯一、保存継承されているもの

## (4) 保存・活用への支援

登録無形文化財の保持者又は保持団体、登録無形民俗文化財の保護団体等が行う保存・活用のために行う事業に対して、その経費の一部を補助することについて検討を進める。

12月19日開催 教育委員会資料

## 富山県文化財登録制度の創設について

令和4年12月19日

富山県教育委員会

## 目 次

1	検討の背景・趣旨	1
2	現状と課題	1
3	創設に向けた各課題	2
(1)	導入する文化財の分野について	2
(2)	登録対象について	2
(3)	登録基準について	2
(4)	登録手続きについて	2
(5)	保存・活用への支援について	2
4	各課題への対応方針	2
(1)	導入する文化財の分野について	2
(2)	登録対象について	3
(3)	登録基準について	3
(4)	登録手続きについて	3
(5)	保存・活用への支援について	4
5	今後に向けて	4

## 1 検討の背景・趣旨

令和3年の文化財保護法改正において、無形文化財及び無形の民俗文化財（以下、「無形の文化財」という。）の登録制度が新設された。

無形の文化財については、生活様式の変化や少子高齢化等による担い手の減少、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による文化財の継承活動の実施が困難な状況になっている。このため、伝承が途絶える前に早急に保護を図る必要性があることから、学術的調査の蓄積に相当の時間を要する指定制度を補完する制度として、幅広く緩やかに保護する登録制度が新たに設けられたものである。

併せて、地域の創意による文化財の保存・活用を推進するため、地方公共団体による登録制度の新設が法制化され、令和4年4月1日施行された。地方登録制度は条例で定めることとされ、その制度内容については、地方公共団体の任意とされている。

県教育委員会では、法改正の趣旨を踏まえ、保護対象の裾野を広げ幅広く地域の文化財を保護するとともに、魅力ある文化資源として観光振興や地域活性化に資する積極的な活用の取組みを推進するため、富山県文化財登録制度（以下、「県登録制度」という。）の創設について、令和4年8月、富山県文化財保護審議会（以下、「県審議会」という。）に諮問、同年11月に答申を得たことから、富山県文化財登録制度を以下のとおり創設し、富山県文化財保護条例の一部改正を行うものである。

## 2 現状と課題

地方登録制度について、文化財保護法（以下、「法」という。）第182条第3項において、地方公共団体は条例で定めること、重要文化財等（国・県・市町村指定、国登録文化財）以外の文化財で、区域内に存するものが対象になること、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることと規定されている。

一方、国は地方登録制度を地方の創意によって活用できるようにすることが適当であるとし、導入する文化財の分野、登録対象、基準、手続き、保存・活用への支援等を法に定めていないことから、県登録制度の制度設計が必要である。

なお、制度設計にあたっては、本県ではこれまで国の登録制度により主に県内の建造物等の有形文化財、有形の民俗文化財、記念物の保存・活用を図っていることから、国の登録制度との整理、運用の差別化が必要である。また、文化財保存活用地域計画の作成とともに、今後検討・創設が期待される市町村登録制度との関係において、県と市町村の登録制度がそれぞれに地域の文化財の保存・活用を図ることができるように、県と市町村の役割分担や制度設計を検討する必要がある。

【登録制度】重要な文化財を厳選し、許可制の強い規制と補助金などの手厚い保護を行う指定制度と異なり、生活様式の変化等で消滅の危機にさらされている幅広い文化財を対象に、届出制と指導・助言等を基本とした緩やかな保護措置を講ずる制度。

### 3 創設に向けた各課題

#### (1) 導入する文化財の分野について

登録制度については、国が平成8年に有形文化財（建造物）に導入後、有形文化財（美術工芸品）、有形の民俗文化財、記念物に拡充、さらに令和3年には無形文化財及び無形の民俗文化財を新設した。

本県では、これまで国の登録制度によって、地域に親しまれている建造物等の保存・活用を図ってきている（本県の国の登録文化財数は153件）。

このため、導入する文化財の分野の検討では、これまでに登録された国の登録文化財の登録要件や基準との整合性、県登録制度導入による保存・活用のメリット等を整理する必要がある。

#### (2) 登録対象について

法（第182条第3項）では、県内に存する国・県・市町村指定及び国登録文化財以外の文化財で、文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録できるとされていることから、県登録制度による保存及び活用のための措置が必要なものとは何かを整理する必要がある。

#### (3) 登録基準について

県が登録すべきものとは何か（評価する視点）を検討し、国登録及び市町村の登録基準との整理が必要である。

#### (4) 登録手続について

県登録とする文化財について、市町村及び文化財の所有者等が、将来の指定や国・市町村の登録とすることを想定し、事前の調整を図ることが必要である。

また、県指定と同様に、登録においても県文化財保護審議会の諮問・答申を経ることが必要である。

#### (5) 保存・活用への支援について

登録された文化財を適切に保存・活用するために、経費的な支援の有無、支援する事業及び補助率などその内容を検討する必要がある。

### 4 各課題への対応方針

#### (1) 導入する文化財の分野について

伝統工芸や祭り行事などの無形の文化財は、本県においても少子高齢化や人口減少による文化財の担い手不足、さらには新型コロナウイルス感染症による中止等でその保存継承が困難な状況にある。

加えて無形の文化財は、地域の自然や歴史、風土に生まれ、人々が日々の生活の中で受け継いできた地域特有の文化財であることから多様で裾野も広く、指定制度による保護措置では不十分な状況もある。

令和3年の法改正に伴い、国が無形の文化財について、学術的調査の蓄積

に相当の時間を要する指定制度を補完する制度として、幅広く緩やかに保護する登録制度を新設したことを契機に、本県においても、存続が危ぶまれる無形文化財及び無形の民俗文化財を広く保護の対象とするために県登録制度を導入することとする。

一方、県登録制度を広範囲の分野に導入することは、これまでの国の登録制度との関係等からその運用に混乱が生じることも懸念されるため、戦略的に分野を絞った上での導入が適当であるとの県審議会での意見も踏まえ、本県では、建造物等の有形文化財、有形の民俗文化財、記念物については、これまでどおり国の登録制度による保存・活用を図りつつ、無形の文化財には新たに制度化された国の登録制度に加えて県登録制度を導入する。

## (2) 登録対象について

対象となる文化財は、県内に存する国・県・市町村指定及び国登録文化財以外の無形文化財及び無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要なものを登録できることとする。

次いで、「文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要なもの」についての考えを整理する必要がある。県審議会では、「無形の民俗文化財のうち、これまで指定があまり進んでいない、あるいは、できなかった分野を登録の対象としてはどうか」という意見もあり、県登録制度では、①その存続が危ぶまれるもの、②一定の価値は認められるものの、文化財としての価値が定まっていない、ないしは文化財として捉えられていなかったもの(例：郷土食、民謡など)を保存及び活用の措置の対象とし、これにより文化財としての継承、および観光や地域資源としてのブランド力の向上につながることを期待する。

## (3) 登録基準について

無形文化財、無形の民俗文化財ともに国の登録基準を準用するが、県登録制度においては、無形文化財では、富山県の地域的特色を示す芸能、工芸技術、生活文化を、また無形の民俗文化財においては、①富山県の地域的特色を示す風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術、②県全域又は複数の市町村に広がるなど広域に伝承されているもの、③県内に唯一、保存継承されているもの、という要件を加味するものとし、県登録制度が市町村登録を妨げないものとする。

## (4) 登録手続について

登録の手続きは、指定と同様に県文化財保護審議会での諮問・答申、教育委員会の議決、告示を経て文化財に関する登録簿に登録する。

また、無形文化財の登録では、国の登録と同様に、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定することとする。

なお、県登録にあたっては、関係市町村等が当該文化財を国や市町村の指定や登録等の候補として検討している場合も想定されることから、所有者等の意

向確認や市町村への意見照会など事前の調整を踏まえるものとする。

#### (5) 保存・活用への支援について

国は登録無形民俗文化財に対して、当該文化財の解説書等の冊子整備事業に係る経費の一部を補助するなど支援を行っている。また、地方登録文化財の保存・活用にあたり、各都道府県や市町村文化財行政主管課において、文化財に係る補助制度の創設・充実を検討する旨、都道府県等に依頼している。

さらに、「県民が「知る」「気付く」ことが身近な地域の文化財への関心や保存・活用への意欲を高め、その結果が更なる調査の推進や県登録にもつながるよう、デジタル技術を活用した情報発信の強化などにも財政的な支援は重要である」との県審議会の意見があった。

こうした状況を踏まえ、無形文化財では、保持者又は保持団体などが、無形の民俗文化財では、当該文化財の保存に当たることを適当と認めるもの（保存会等の保護団体、市町村等）が、当該文化財の記録作成事業や後継者育成事業等、その保存・活用のために行う事業に対して、その経費の一部を補助することについて検討を進める。

### 5 今後に向けて

地方登録制度の創設は、市町村による文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）を作成する過程で把握された文化財について、地方指定及び地方登録の枠組みを組み合わせながら、地域において適切に文化財として位置づけるなどの積極的な保存・活用の取組みが進むことを期待して制度化された。

このことから県登録制度は、市町村が作成する文化財リスト（未指定文化財に加え、市町村登録文化財も含む）も県登録の対象とすること、市町村登録制度の創設の促進や地域計画における取組みを応援することも念頭に置きつつ、運用を行うものとする。

一方、市町村においても、有形文化財も対象とした登録制度を創設し、県とともにかけがえのない“地域の宝”の積極的な保存・活用を図ることが期待される。

県登録制度については、県審議会が答申において、「指定制度を補完する制度として、少子高齢化等による担い手不足や継承が危ぶまれる無形の文化財に導入しその保存・活用を推進する。また、これまで文化財として捉えてこなかった地域らしさを体現する文化的所産を評価することで、保存継承への励みや県民の地域への誇りや愛着の高まり、文化財の魅力の向上や情報発信、さらには、観光振興等を通じた地域の活性化につながることを大いに期待したい。」と述べていることから、県教育委員会では、指定制度とともに効果的な運用を図り、県内の文化財の積極的な保存・活用を図っていくこととする。

「富山県文化財登録制度の創設」の経過

日 程	内 容
令和3年7月21日	○文化庁による制度新設及び法律等の施行に係る説明会
令和3年11月19日	○令和3年度富山県文化財保護審議会の開催 ・創設に向けた意見聴取 →創設の方向で了承
令和4年6月29日	○市町村説明会
令和4年8月2日	○第1回県文化財保護審議会の開催 ・諮問 （導入分野、登録対象、登録基準、支援等） ・制度内容の素案の審議
令和4年8月～10月	・県文化財保護審議会において答申案の検討 ・委員からの意見聴取及びとりまとめ ・創設に係る市町村への意見聴取
令和4年10月18日～ 11月8日	・創設に係るパブリックコメント実施
令和4年11月16日	○第2回県文化財保護審議会開催 ・答申案の審議 →答申
令和4年12月19日	・「富山県文化財登録制度の創設に関する件」 教育委員会議案提出
令和5年3月（予定）	・県文化財保護条例及び規則の改正
令和5年4月（予定）	・施行



議案第31号

博物館の変更登録に関する件

博物館法（昭和26年法律第 285号）第13条第 2 項の規定に基づき、一般財団法人秋水美術館を下記のとおり変更登録したことを告示するものとする。

令和 4 年12月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

記

富山県教育委員会告示第 号

博物館の変更登録について

令和 2 年12月16日付け美第36号で登録した一般財団法人秋水美術館の博物館登録原簿の記載事項を、博物館法（昭和26年法律第 285号）第13条第 2 項の規定により次のとおり変更した。

令和 4 年12月 日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

記号番号	変更登録年月日	変更前後の別	設置者の名称	名 称	所 在 地
美第36号	令和 4 年 12月 日	変更前	富山市	一般財団法人秋水美術館	富山県富山市千石町1-3-6
		変更後	富山市	公益財団法人秋水美術館	富山県富山市千石町1-3-6

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和4年12月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

記

令和4年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和4年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和4年11月24日

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

財 第 89 号  
令和 4 年 11 月 18 日

富山県教育委員会  
教育長 萩布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 郎



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 4 年 11 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 4 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

# 令和4年度11月補正予算提案見込額 総括表

## 1 一般会計

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,692,411	10,048	2,702,459	4.0%	0.4%
	給与費	991,649	5,933	997,582		
	計	3,684,060	15,981	3,700,041		
小学校費	事業費	214,863	0	214,863	33.1%	0.0%
	給与費	29,960,589	224,191	30,184,780		
	計	30,175,452	224,191	30,399,643		
中学校費	事業費	190,651	0	190,651	20.6%	0.0%
	給与費	18,565,720	123,428	18,689,148		
	計	18,756,371	123,428	18,879,799		
高等学校費	事業費	6,809,373	86,975	6,896,348	29.3%	1.3%
	給与費	19,851,752	119,298	19,971,050		
	計	26,661,125	206,273	26,867,398		
特別支援 学校費	事業費	1,311,113	20,953	1,332,066	11.1%	1.6%
	給与費	8,790,268	59,779	8,850,047		
	計	10,101,381	80,732	10,182,113		
社会教育費	事業費	635,161	15,130	650,291	1.3%	2.4%
	給与費	575,764	3,620	579,384		
	計	1,210,925	18,750	1,229,675		
保健体育費	事業費	450,008	1,800	451,808	0.6%	0.4%
	給与費	129,857	702	130,559		
	計	579,865	2,502	582,367		
合 計	事業費	12,303,580	134,906	12,438,486	100.0%	1.1%
	給与費	78,865,599	536,951	79,402,550		
	計	91,169,179	671,857	91,841,036		

## 2 特別会計

(単位：千円)

会 計 名	既定予算額	補正予算額	計	既定予算に対する伸び率
奨学資金特別会計	154,131	0	154,131	0.0%

### 3 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	高等学校費	高等学校建設事業費	1,354,655
	高等学校費	学校修繕費（定時制）	82,077
	特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	93,113

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（全日制）	32,627	学校修繕費（全日制）	391,239

### 4 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	備考
教育講演会開催事業	令和5年度	3,900	
情報通信技術支援員派遣事業	令和5年度	16,000	
県立高岡支援学校小学部棟増築事業	令和5年度	462,210	
県立図書館・富山市立図書館連携多文化理解推進事業	令和5年度	1,000	

令和4年度11月補正予算 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企画課	全日制高等学校運営費	1,000		寄 1,000		高岡工芸高等学校において、寄附金を活用した教育環境の整備充実
	全日制高等学校運営費 特別支援学校運営費	470	補 470			物価高騰による寄宿舎食等への影響を鑑み、その質を維持するための費用を補填
	全日制高等学校運営事務費 定時制高等学校運営事務費 特別支援学校運営事務費	106,458			106,458	県立学校(全日・定時・特支)52校の管理運営に係る燃料費高騰分の増額補正
	教育企画費	8,000			8,000	G7教育大臣会合のプレイベント こどもサミットの開催
	総合教育センター管理費	2,048			2,048	県総合教育センターの管理運営に係る燃料費高騰分の増額補正
生涯学習・文化財室	青少年教育施設等管理費	5,185	補 5,185			指定管理施設の管理運営に係る燃料費高騰分の増額補正
	図書館管理事務費	4,945			4,945	県立図書館の管理運営に係る燃料費高騰分の増額補正
県立学校課	高等学校生徒海外派遣事業	5,000		繰 5,000		円安の影響により当初予算額では業務執行が困難であるため、為替差分相当の増額補正
保健体育課	学校給食等管理指導費	1,800	補 1,800			物価高騰による学校給食への影響を鑑み、その質を維持するための費用を補填
事業費計		134,906	7,455	6,000	121,451	

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
給与費	教育総務費	5,933			5,933	月例給の引き上げ及び勤勉手当の支給月数の引き上げに伴う増額
	小学校費	224,191	負 54,280		169,911	
	中学校費	123,428	負 32,771		90,657	
	高等学校費	119,298			119,298	
	特別支援学校費	59,779	負 9,339		50,440	
	社会教育費	3,620			3,620	
	保健体育費	702			702	
給与費計		536,951	96,390		440,561	
教育委員会計		671,857	103,845	6,000	562,012	

※注) 寄: 寄付金、補: 補助金、繰: 繰入金、負: 負担金

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部 人事課  
(角井主任 内線3265)

項目	説明																																																											
1 改正の趣旨	令和4年度の人事委員会勧告を受け、一般職の給与改定（令和4年度の公民較差の解消等）を行うとともに、一般職との均衡から、特別職等についても期末手当の支給月数の改正を行うもの																																																											
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正内容</p> <p>1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）（第1条及び第2条関係）</p> <p>(1) 給料表（第1条中別表第1から別表第5まで関係） 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>(2) 勤勉手当（第1条中第23条及び第2条中第23条関係） 支給月数の引上げ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現 行</td> <td>期末手当</td> <td>1.20月</td> <td>1.20月</td> <td>2.40月</td> <td rowspan="2">4.30月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95月</td> <td>0.95月</td> <td>1.90月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td> <td>期末手当</td> <td>同 上</td> <td>1.20月</td> <td>2.40月</td> <td rowspan="2">4.40月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>(支給済)</td> <td>1.05月</td> <td>2.00月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和5年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.20月</td> <td>1.20月</td> <td>2.40月</td> <td rowspan="2">4.40月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.00月</td> <td>1.00月</td> <td>2.00月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）（第3条から第6条まで関係）</p> <p>(1) 給料表 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>(2) 期末手当の支給月数の引上げ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現 行</td> <td>期末手当</td> <td>1.625月</td> <td>1.625月</td> <td>3.25月</td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>同 上 (支給済)</td> <td>1.675月</td> <td>3.30月</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.650月</td> <td>1.650月</td> <td>3.30月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 定年引上げに伴う規定整備（第4条関係）</p> <p>3 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）</p> <p>4 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）</p> <p>5 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）</p>							6月期	12月期	計	合計	現 行	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.30月	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	令和4年度	期末手当	同 上	1.20月	2.40月	4.40月	勤勉手当	(支給済)	1.05月	2.00月	令和5年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月			6月期	12月期	合計	現 行	期末手当	1.625月	1.625月	3.25月	期末手当	同 上 (支給済)	1.675月	3.30月	令和5年度	期末手当	1.650月	1.650月	3.30月
		6月期	12月期	計	合計																																																							
現 行	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.30月																																																							
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月																																																								
令和4年度	期末手当	同 上	1.20月	2.40月	4.40月																																																							
	勤勉手当	(支給済)	1.05月	2.00月																																																								
令和5年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月																																																							
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月																																																								
		6月期	12月期	合計																																																								
現 行	期末手当	1.625月	1.625月	3.25月																																																								
	期末手当	同 上 (支給済)	1.675月	3.30月																																																								
令和5年度	期末手当	1.650月	1.650月	3.30月																																																								



6 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）  
（第7条及び第8条関係）  
期末手当の支給月数の引上げ（一般職との均衡を図るもの）

		6月期	12月期	合計
現 行	期末手当	1.625月	1.625月	3.25月
令和4年度	期末手当	同 上 (支給済)	<u>1.675月</u>	<u>3.30月</u>
令和5年度	期末手当	<u>1.650月</u>	<u>1.650月</u>	<u>3.30月</u>

7 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）（第9条関係）  
医療職の給料上限額の引上げ（富山県一般職の職員等の給与に関する条例の給料表の改定によるもの）

第2 施行期日等

- 1 公布の日から施行する。ただし、令和5年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定、会計年度任用職員の給料上限額の引上げに関する規定並びに定年引上げに関する規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度の公民較差の解消に係る給料表の改定は令和4年4月1日から、令和4年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定は令和4年12月1日から適用する。

3 他の条例等との関連

- 1 改正が必要な条例及びその対応特になし
- 2 その他  
条例の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。

4 審議、調整、予算化等の状況

条例改正に伴う必要額については、今議会で増額補正を行う。

議案第 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)

の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
再任用職員以外の職員	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			

47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				

101		297,100	345,100								
102		297,400	345,500								
103		297,800	345,900								
104		298,100	346,300								
105		298,300	346,800								
106		298,600	347,200								
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	

45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
94	300,600	324,200	350,600	384,200					
95	301,700	325,600	352,100	384,800					

96	303,000	326,900	353,600	385,300
97	304,100	328,100	354,900	385,700
98	305,300	329,400	356,100	386,100
99	306,500	330,700	357,200	386,700
100	307,700	332,000	358,400	387,200
101	308,900	333,400	359,500	387,600
102	309,900	334,300	360,600	388,100
103	311,000	335,400	361,700	388,700
104	312,000	336,600	362,900	389,200
105	312,800	337,700	364,100	389,500
106	313,400	338,800	364,600	389,900
107	314,000	339,800	365,200	390,400
108	314,700	340,900	365,800	390,700
109	315,200	342,100	366,400	391,000
110	315,700	343,100	366,900	391,500
111	316,200	344,100	367,400	392,000
112	316,800	345,000	367,900	392,500
113	317,600	345,900	368,300	392,800
114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	
132		356,400	377,200	
133		356,600	377,500	
134		357,100	378,000	
135		357,500	378,400	
136		357,800	378,800	
137		358,100	379,100	
138		358,500	379,600	
139		359,000	380,100	
140		359,500	380,600	
141		359,800	380,900	
142		360,300		
143		360,800		
144		361,300		
145		361,600		



再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第3 (第3条関係)

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
再任用職員以外の職員	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	
	39	233,300	287,400	401,700	
	40	235,100	289,200	403,100	
	41	236,800	290,600	404,800	
	42	238,500	292,700	406,200	

43	240,100	294,700	407,500
44	241,700	296,900	409,000
45	242,900	298,900	410,600
46	244,200	301,300	411,900
47	245,500	303,500	413,400
48	246,600	306,100	415,000
49	247,900	308,300	416,700
50	249,300	310,700	418,100
51	250,500	313,000	419,700
52	251,900	315,200	421,200
53	253,000	317,300	422,900
54	254,200	319,100	424,400
55	255,500	320,700	426,000
56	256,500	322,300	427,600
57	257,800	324,200	429,100
58	258,500	326,300	430,600
59	259,600	328,400	431,800
60	260,600	330,400	433,000
61	261,700	332,500	434,200
62	262,600	334,600	435,500
63	263,700	336,800	436,800
64	264,500	339,000	438,000
65	265,800	340,700	439,200
66	267,200	342,900	440,400
67	268,600	344,900	441,600
68	270,200	347,100	442,800
69	271,500	348,900	444,000
70	272,800	350,800	445,200
71	274,100	352,800	446,400
72	275,400	354,800	447,600
73	276,400	356,400	448,700
74	277,600	358,300	449,300
75	278,900	360,100	449,800
76	279,900	362,000	450,300
77	280,800	363,800	450,800
78	281,800	365,500	
79	282,800	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	

94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000

	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	370,000	
	39	232,500	261,900	371,300	
	40	234,200	264,100	372,900	
	41	235,800	266,600	374,000	
	42	237,500	268,900	375,400	
	43	239,100	271,100	376,800	
	44	240,700	273,200	378,300	
45	242,300	275,300	379,700		

46	243,800	277,500	381,300
47	245,100	279,600	382,900
48	246,400	281,500	384,400
49	247,500	283,800	385,800
50	248,800	285,500	387,300
51	250,200	287,400	388,800
52	251,300	289,200	390,200
53	252,400	290,600	391,400
54	253,800	292,700	392,700
55	254,800	294,700	393,800
56	255,800	296,900	394,900
57	257,000	298,900	396,300
58	258,000	301,300	397,500
59	259,100	303,500	398,700
60	260,100	306,100	400,000
61	261,300	308,300	401,200
62	262,000	310,700	402,200
63	262,900	313,000	403,600
64	263,500	315,200	404,900
65	264,500	317,300	406,100
66	265,900	319,100	407,200
67	267,000	320,700	408,400
68	268,300	322,300	409,500
69	269,800	324,200	410,500
70	271,300	326,300	411,700
71	272,600	328,400	412,900
72	274,000	330,400	414,100
73	274,800	332,500	414,700
74	275,800	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700
77	279,200	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	

97	296,700	370,400
98	297,500	371,400
99	298,300	372,400
100	299,000	373,400
101	299,900	374,300
102	300,400	375,300
103	300,900	376,300
104	301,400	377,300
105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100
138		400,400
139		400,700
140		401,000
141		401,300
142		401,600
143		401,900
144		402,200
145		402,400
146		402,700
147		403,000
148		403,200



	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
再任用職員以外の職員	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900

45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600		
75	265,700	319,700	389,200		
76	266,700	320,800	389,900		
77	267,700	321,900	390,600		
78	268,800	322,900	391,200		
79	270,000	323,800	391,800		
80	270,900	324,700	392,400		
81	272,100	325,800	393,000		
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			

96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第5 (第3条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
再任用職員以外の職員	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	

43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		

	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
再任用職員以外の職員	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100



46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300	387,900		
87		289,700	325,600	346,600	388,300		
88		289,900	326,000	346,900	388,700		
89		290,300	326,400	347,300	389,100		
90		290,500	326,800	347,600	389,600		
91		290,700	327,200	348,000	390,000		
92		290,900	327,600	348,300	390,400		
93		291,300	327,900	348,700	390,800		
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			

97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
再任用職員以外の職員	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600

46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			

97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		

149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、  
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第9条第4項中「第4条第3項」を「第26条第3項」に改める。

第4条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第9条第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

第6条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第6条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第8条 次に掲げる条例の規定中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12



月に支給する場合には 100分の 167.5」を「100分の 165」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「332,400円」を「337,300円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項各号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に

関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第7条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 公安職給料表（別表第2）</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>(4) 研究職給料表（別表第4）</p> <p>(5) 医療職給料表（別表第5）</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した</p>	<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 同左</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した</p>	

現行	改正案	備考
<p>職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に</p> <p>100分の95 (特定管理職員にあつては、100分の115)</p> <p>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤労手当基礎額に</p> <p>100分の45 (特定管理職員にあつては、100分の55)</p> <p>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第23条の2～第30条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>行政職給料表 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>公安職給料表 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>ア 教育職給料表(1) (略)</p> <p>イ 教育職給料表(2) (略)</p> <p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>研究職給料表 (略)</p>	<p>職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95 (特定管理職員にあつては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105 (特定管理職員にあつては、100分の125) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45 (特定管理職員にあつては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第23条の2～第30条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>行政職給料表 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>公安職給料表 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>ア 教育職給料表(1) (略)</p> <p>イ 教育職給料表(2) (略)</p> <p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>研究職給料表 (略)</p>	<p>勤労手当の支給総額の算出に係る支給割合を引き上げるもの (令和4年12月1日から遡及適用)</p> <p>給料表を改定するもの (各給料表は、人事委員会勧告どおりの改正ため、省略。令和4年4月1日から遡及適用)</p>

現行	改正案	備考
<p>別表第5 (第3条関係)</p> <p>医療職給料表</p> <p>了 医療職給料表(1) (略)</p> <p>イ 医療職給料表(2) (略)</p> <p>ウ 医療職給料表(3) (略)</p> <p>別表第6～別表第8 (略)</p>	<p>別表第5 (第3条関係)</p> <p>医療職給料表</p> <p>了 医療職給料表(1) (略)</p> <p>イ 医療職給料表(2) (略)</p> <p>ウ 医療職給料表(3) (略)</p> <p>別表第6～別表第8 (略)</p>	

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>第23条の2～第30条（略）</p> <p>別表第1～別表第8（略）</p>	<p>第1条～第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の100</p> <p>_____（特定管理職員にあっては、100分の120</p> <p>_____）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5</p> <p>_____（特定管理職員にあっては、100分の57.5</p> <p>_____）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>第23条の2～第30条（略）</p> <p>別表第1～別表第8（略）</p>	<p>「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める改正については、令和4年9月議会に上程し、改正済み</p> <p>勤勉手当の支給総額の算出に係る支給割合を改めるもの（令和5年4月1日施行）</p> <p>同上</p>

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考																																				
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="531 1675 922 2078"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>_____とする。</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例等の適用除外等）</p>	号給	給料月額		円	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 同左</p> <table border="1" data-bbox="531 790 922 1193"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>_____とする。</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例等の適用除外等）</p>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>令和4年4月以降の給料月額を改定するもの（令和4年4月1日から遡及適用）</p> <p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和4年12月1日から遡及適用）</p>
号給	給料月額																																					
	円																																					
1	375,000																																					
2	422,000																																					
3	472,000																																					
4	533,000																																					
5	608,000																																					
6	710,000																																					
7	830,000																																					
号給	給料月額																																					
	円																																					
1	376,000																																					
2	422,000																																					
3	472,000																																					
4	533,000																																					
5	608,000																																					
6	710,000																																					
7	830,000																																					

現行	改正案	備考
<p>第9条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の額は、特殊勤務手当条例第4条第3項に規定する再任用短時間勤務職員の例による。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の額は、特殊勤務手当条例第26条第3項に規定する再任用短時間勤務職員の例による。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>備考</p> <p>規定整備</p>



富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任期付短時間勤務職員の通勤手当及び時間外勤務手当については、給与条例第10条の6第2項第2号及び第16条第2項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と読み替えて、給与条例第10条の6及び第16条の規定を適用する。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の額は、特殊勤務手当条例第26条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>の例による。</p> <p>第10条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任期付短時間勤務職員の通勤手当及び時間外勤務手当については、給与条例第10条の6第2項第2号及び第16条第2項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と読み替えて、給与条例第10条の6及び第16条の規定を適用する。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の額は、特殊勤務手当条例第26条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例による。</p> <p>第10条～第12条（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和5年4月1日施行）</p> <p>定年引上げに伴う規定整備（令和5年4月1日施行）</p> <p>同上</p>



現行	改正案	備考
第7条、第8条（略）	162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。 第7条、第8条（略）	数を引き上げるもの（令和4年12月1日から遡及適用）

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例案新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和5年4月1日施行）</p>

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和4年12月1日から遡及適用）</p>

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭和35年富山県条例第38号) の一部を改正する条例案新旧対照表 (第7条関係)

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの(令和4年12月1日から遡及適用)</p>

富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和4年12月1日から遡及適用）</p>

富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和4年12月1日から遡及適用）</p>



富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>6月</u>に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の<u>167.5</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和5年4月1日施行）</p>

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和5年4月1日施行）</p>

富山県監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>6月</u>に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の<u>167.5</u>」とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和5年4月1日施行）</p>

富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行		改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165——」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>		<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和5年4月1日施行）</p>

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第9条関係）

現行	改正案	備考																				
<p>第1条～第7条（略） （第2号会計年度任用職員の給料等）</p> <p>第8条 第2号会計年度任用職員の給料は、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる金額の範囲内において、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>2 前項の規定により給料を定める場合には、第2号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、一般職の常勤の職員との権衡を考慮して定めなければならない。</p> <p>3 第2号会計年度任用職員の各種手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。</p> <p>第8条の2～第10条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （第2号会計年度任用職員の給料等）</p> <p>第8条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>第8条の2～第10条（略）</p>																					
<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="911 1227 1155 2089"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職</td> <td>247,600円</td> </tr> <tr> <td>教育職</td> <td>550,000円</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td><u>332,400円</u></td> </tr> <tr> <td>高度専門職</td> <td>830,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	金額	行政職	247,600円	教育職	550,000円	医療職	<u>332,400円</u>	高度専門職	830,000円	<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="911 342 1155 1205"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>教育職</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td><u>337,300円</u></td> </tr> <tr> <td>高度専門職</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>基礎とする富山県一般職の職員等の給与に関する条例別表第5医療職給料表の改定によるもの</p>	職種	金額	行政職	同左	教育職	同左	医療職	<u>337,300円</u>	高度専門職	同左	
職種	金額																					
行政職	247,600円																					
教育職	550,000円																					
医療職	<u>332,400円</u>																					
高度専門職	830,000円																					
職種	金額																					
行政職	同左																					
教育職	同左																					
医療職	<u>337,300円</u>																					
高度専門職	同左																					

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和4年12月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

記

令和4年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和4年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和4年12月5日

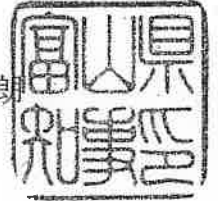
富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

財 第 96 号  
令和 4 年 12 月 5 日

富山県教育委員会  
教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 郎



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 4 年 11 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 令和 4 年度富山県一般会計補正予算（第 5 号）

# 令和4年度11月補正予算提案見込額 総括表

## 1 一般会計

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,702,459	22,932	2,725,391	4.1%	0.8%
	給与費	997,582	0	997,582		
	計	3,700,041	22,932	3,722,973		
小学校費	事業費	214,863	0	214,863	33.0%	0.0%
	給与費	30,184,780	0	30,184,780		
	計	30,399,643	0	30,399,643		
中学校費	事業費	190,651	0	190,651	20.5%	0.0%
	給与費	18,689,148	0	18,689,148		
	計	18,879,799	0	18,879,799		
高等学校費	事業費	6,896,348	188,847	7,085,195	29.4%	2.7%
	給与費	19,971,050	0	19,971,050		
	計	26,867,398	188,847	27,056,245		
特別支援 学校費	事業費	1,332,066	33,529	1,365,595	11.1%	2.5%
	給与費	8,850,047	0	8,850,047		
	計	10,182,113	33,529	10,215,642		
社会教育費	事業費	650,291	0	650,291	1.3%	0.0%
	給与費	579,384	0	579,384		
	計	1,229,675	0	1,229,675		
保健体育費	事業費	451,808	10,000	461,808	0.6%	2.2%
	給与費	130,559	0	130,559		
	計	582,367	10,000	592,367		
合 計	事業費	12,438,486	255,308	12,693,794	100.0%	2.1%
	給与費	79,402,550	0	79,402,550		
	計	91,841,036	255,308	92,096,344		

## 2 特別会計

(単位：千円)

会 計 名	既定予算額	補正予算額	計	既定予算に対する伸び率
奨学資金特別会計	154,131	0	154,131	0.0%



### 3 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	教育ネット利用事業費	22,932
	高等学校費	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	84,000
	特別支援学校費	特別支援学校通学運営費	10,400
	保健体育費	学校安全対策費	10,000

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	高等学校費	高等学校建設事業費	1,354,655	高等学校建設事業費	1,459,502
	特別支援学校費	学校修繕費 (特別支援)	93,113	学校修繕費 (特別支援)	116,242

# 令和4年度11月補正予算 一覧表

## 1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳			備考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企画課	教育ネット利用事業費	22,932	補 11,466		11,466	I C T教育支援のため、G I G Aスクール運営支援センターの機能強化
	高等学校建設事業費	104,847	補 12,797	地 63,000	29,050	氷見高等学校の艇庫の移転改築
	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	84,000	補 25,000	地 51,000	8,000	特別支援学校の特別教室及び体育館の照明のL E D化工事
	学校修繕費 (特別支援)	23,129	補 11,564	地 11,000	565	ふるさと支援学校高等部棟のエレベーターの改修工事
県立学校課	特別支援学校通学運営費	10,400	補 10,400			特別支援学校の通学バスへの安全装置の設置
保健体育課	学校安全対策費	10,000	補 10,000			小中学校等の送迎バスに安全装置を装備する市町村に対する補助
事業費計		255,308	81,227	125,000	49,081	
教育委員会計		255,308	81,227	125,000	49,081	

※注) 補:補助金、地:地方債

## 第5回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

### 1 検討委員会の開催

- ・令和4年11月11日（金） 午前10時から午前11時45分まで、県民会館にて開催
- ・委員10名出席

### 2 主な意見等

#### (1) 県立高校のあり方に関するアンケート調査結果について

- ・県内には普通科と職業科が併設された高校があるので、例えば職業科の科目を普通科に所属している生徒であっても進路希望に応じて選択できるような柔軟な運用もあるのかなと思う。
- ・「進学に役立つ科目の時間を増やす」の回答が高かったように、進学に対してとても効率的な考えが強くなっており、今後教育内容をどのようにしていくか、是非しっかりと考えていただきたいと思う。
- ・ある程度、居住エリア内に多様な科目を選択できる学校があることが理想ではないかと思う。近くに自分の行きたい学科などがあることが、子どもたちが将来を考えるいいきっかけとなり、ニーズとして大きいのではないかと思う。
- ・高校生活で身につけることについて、高校2年生と卒業生、企業は基礎学力を求めているのに対し、教育関係者はいわゆる応用力を求めている。ここにギャップが見られ、ある意味これが現実の高校生と教える側との認識の違いとなっており、このギャップに注目すべきだと思う。
- ・小中高から大学まで一貫した単線型教育制度に苦しんだ子どもたちをどのように立ち直らせるかというプロセスを高校という段階で考えなければならないのではないかと思う。
- ・高校生活に対する満足度や学科・コースに対する満足度について、生徒や保護者、卒業生は、概ね満足している状況であるので、現状の普通科、職業科のバランスや学科・コースの現状について、それほど問題はないのではないかと思う。
- ・高校に入った時と高校3年間を終え卒業する間に、いろいろな体験をすることで自分の進む先を変えてみたいと思った子にチャンスが与えられるような考え方で、学科の設置や高校の設置ができれば、今と違った富山らしさというものが出てくるのではないかと思う。
- ・中高の連携も含めて授業カリキュラムを考えていくことが、子どもたちの満足度を高め、さらには実際に企業に入っても活躍できる人材に繋がっていくのだろうと思う。

- ・高校生や中学生が「友達ができる学校」を求めていることを踏まえると、それなりの規模は高校でも必要だろうと思う。産業界を含めた富山県にとって将来にわたり必要な、残さなければならないものがあるのではないかとこの視点も残しておいてほしい。
- ・子どもたちが進路実現したいことに向けて、しっかりとした指導をしていくことは教育の必要条件であると思う。どの学校も全人教育というかコミュニケーション力の育成を含めて、子どもの成長を見通して送り出すことが使命だと思う。
- ・先生方がきめ細かさを求める際、1学級の生徒数についても検討の1つなのではないかと思う。実体験や生身の繋がりというものを高校において子どもたちが求めているのではないかと思う。
- ・友達とうまくやれることは将来的にコミュニケーション能力が育つことにもなるため、高校で友達と一緒に1つのことを成し遂げるといった機会がもっと増えればいいと感じた。
- ・オープンハイスクールなど様々な機会を設けて、これを十分に生かしながら、子どもたちの視野を広げてやるなど、子どもたちが進路を選択する際に必要な引き出しを多く持ち合わせているということは、進路指導において大切だと感じた。
- ・現況の問題点や課題を明らかにし、改善するための方向性を見出すことは大変重要であり、すべての学校で学校評価等において明示されていると思うが、それを活用できないのかと思う。
- ・様々な学科が選択できる環境が求められていることから、学科を減らさないような工夫が必要だと思う。選択肢を増やして欲しいという希望がアンケートからは見えているが、少子化に伴う定員減は避けられないので、学科横断型の教育の実施なども検討していただければと思う。
- ・企業や自治体などとの連携が学生の興味の活性化や学生の学びの深化に活かされるような体制を作っていくって欲しい。
- ・現在どれだけの方が富山県に就業しているのかという客観的な数値と学科の卒業生や学科数、定員をリンクさせて考えていく必要があるのではないかと思う。

### 3 第5回開催後について

- ・第6回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会を12月15日(木)に開催
- ・第7回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会を1月に開催予定

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について  
(令和4年10月末現在調査)

令和4年12月16日  
教育委員会 県立学校課  
経営管理部 学術振興課

令和5年3月高等学校卒業予定者の10月末現在の就職内定状況は、就職希望者1,621人に対し、就職内定者は1,436人、内定率は88.6%となり、前年同期を0.4ポイント上回っています。

都道府県別の就職内定率では、富山県は全国第1位でした。

		卒業予定者数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職内定者数 (c) 人	就職内定率 (d)=(c)/(b) %	全国 就職内定率 %
令和 4年10月	県全体	8,313	1,621	1,436	88.6 (全国1位)	76.1%
	(うち県立)	(6,608)	(1,188)	(1,061)	(89.3)	
<参考> 令和 3年10月	県全体	8,546	1,589	1,401	88.2 (全国1位)	75.1%
	(うち県立)	(6,725)	(1,208)	(1,075)	(89.0)	

※ 調査対象校種:公立、私立の高等学校(全日制・定時制)

※ 調査対象生徒:民間事業所、公務員、自営等全ての就職希望者の状況をとりまとめたもの。

参 考

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年1月16日(月) 13:00 予定  
教育委員会 (県民会館 611号室)